

7. 業務方法書

(業務)

第1条

当会社の業務は、この業務方法書の定めるところによります。

(業務の運営)

第2条

当社が定款に基づいて行う受託事業は、前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）の委託者を、公平かつ厳正に選定することによって、前払式特定取引業の健全な発展に寄与するよう運営するものとします。

(受託事業の目的の範囲)

第3条

当社の受託事業は、割賦販売法（以下「法」という。）第35条の3の2に基づく許可を受けた前払式特定取引業者または法附則第7条第1項により許可を受けたものとみなされる前払式特定取引業者であって、当社に出資した者または受託事業基金を預託した者が行う前払式特定取引業に係わる受託事業とします。

(受託限度)

第4条

当社の受託限度額は、直前基準日現在における当社の自己資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金および、その他の項目の合計額をいう。第5条において同じ。）および受託事業基金の合計額の2.5倍に相当する額を超えることができないものとします。

(一供託委託者に対する受託限度)

第5条

供託委託契約の委託者（以下「委託者」という。）一人に係る当社の受託の限度額は、直前基準日現在における当社の自己資本と、受託事業基金に50%以下の率を乗じた額の合計額に相当する額とします。

ただし、当該限度額を超える部分に応じて、原則として有価証券が担保として提供されたときは、当該限度額を超えて受託することができるものとします。

(供託委託契約の申し込みおよび締結に関する手続き)

第 6 条

当会社との間に供託委託契約を締結しようとする者は、予め、当会社が別に定める前受業務保証金供託委託基本契約書に、次に掲げる書類を添えて申し込むものとします。

ただし、当該申込者がみなし許可前払式特定取引業者である場合においては、当会社において別途本条本文に準じて定める書類を添えて申し込むものとします。

- 一、法人経歴書（過去の事業実績の概要および役員の経歴が記載されていること）。
- 二、最近の決算期における貸借対照表および損益計算書。
- 三、法人登記簿謄本。
- 四、前払式特定取引業の許可を受けていることを明らかにする書面。
- 五、その他審査に必要な書類。

2．当会社は、前項の書類その他必要な事項について公正な審査を行い、適当と認めた場合に、申込者との間に前受業務保証金供託委託基本契約（以下「基本契約」という。）を締結するものとします。

(供託委託契約の締結に関する手続き)

第 7 条

前条の基本契約を締結した者で、当会社との間に法第35条の3の3において準用する法第18条の3に定める前受金保全措置として供託委託契約を締結しようとする者は、当会社が別に定める前受業務保証金供託委託個別申込書に、前条第1項の各号に掲げる書類のうち当会社が必要とする書類を添えて申し込むものとします。

2．当会社は、公正な審査を行い、適当と認めた場合に、申込者との間に供託委託契約を締結するものとします。

(担保および保証人)

第 8 条

当会社は、供託委託契約の締結に際し、前受業務保証金供託委託契約額（以下「受託額」という。）を保全するために必要な額の有価証券または不動産を担保として提供させるものとし、担保差入証等の書類の差し入れを受けるものとします。ただし、担保を提供させる必要がないと認められるときは、この限りではありません。

2．当会社は、供託委託契約の締結に際し、原則として、当会社が適当と認める保証人を立てさせるものとし、連帯保証書の差し入れを受けるものとします。

(委託手数料)

第 9 条

委託者は、当会社に対し、次に定める金額を当会社の定める期日までに支払わなければならないものとし、

一、供託委託契約の受託額に対し、年率0.1%から1.0%の範囲内で定めた委託手数料率を契約期間に乗じて算出した委託手数料。

この料率は、当会社の収益状況等に応じ取締役会の決定により変動させることができるものとします。

二、供託委託契約締結に要した費用。

(供託委託契約締結拒否の基準)

第10条

当会社は、次の各号の一に該当する者については、供託委託契約の締結を拒否するものとします。

一、第6条および第7条の提出書類に重要なことを記載せずまたは不実のことを記載した者。

二、当会社の定める審査基準に合致しない者。

三、その他当会社の内規により適当でないと判断した者。

(委託者の業務および財産状況の調査方法)

第11条

当会社は、委託者の経営に関し必要があるときは、委託者に説明を求め、必要書類（第三者作成のものを含む）を閲覧することができるものとします。

2. 当会社は、供託委託契約に関し必要があるときは、立ち入り調査を行うことができるものとします。

3. 当会社は、前受業務保証金供託委託契約約款に基づく供託に関し必要があるときは、委託者に説明を求め、必要書類について調査を行うことができるものとします。

(責任準備金の計上)

第12条

当会社は、事業年度末においてまだ経過していない供託委託契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならないものとします。

一、当該供託委託契約の契約期間のうち、まだ経過していない期間
に対応する委託手数料の総額に相当する金額。

二、当該事業年度において受領した委託手数料の総額から、当該委託手数料に係わる供託委託契約に基づいて供託した前受業務保証金(当該前受業務保証金の供託による委託者からの収入金を除く。)当該委託手数料に係わる供託委託契約のために積み立てるべき供託備金および当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額。

(供託備金の積み立て)

第13条

当社は、決算期ごとに次の各号の一に掲げる金額がある場合は、供託備金として、当該各号に掲げる金額を積み立てます。

一、供託委託契約に基づいて供託すべき前受業務保証金の額のうち決算期までにその供託が終わらないものがある場合においては、その金額。

二、供託委託契約に基づいて供託する義務が生じたと認められる前受業務保証金の額がある場合においては、その供託すべきものと認められる金額。

三、現に前受業務保証金の額について訴訟が係属しているために供託していないものがある場合においては、その金額。

(財産の運用方法)

第14条

当社は、その財産を次に掲げる方法によって運用するものとします。

一、現金、郵便貯金、銀行預金または金銭信託。

二、国債、地方債、特殊債、金融債、社債、抵当証券または貸付信託の受益証券。

三、投資信託の受益証券、有価証券の信託または株式。

四、外貨預金(ただし、為替予約のあるもの)または円建外債。

五、現先運用。

ただし、第三号~第五号の運用割合は、全運用資産(上記第一号~第五号該当分)の20%を超えないものとします。